

鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時：平成30年1月12日（金）9:00～9:15

場 所：官邸3階南会議室

議 題：香川県の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の発生に対する対応について

平成30年 1月12日
農 林 水 産 省

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の
これまでの対応状況（1月12日7時現在）

- 1 10日（水）、香川県さぬき市の家きん農場において、死亡羽数が増加し、当該死亡家きんについて簡易検査を行ったところ、10日11時30分に陽性と判明。
- 2 これを受け、農林水産省では、10日14時に対策本部（本部長：齋藤農林水産大臣）を設置し、精密検査で陽性となった場合に、殺処分、移動制限区域の設定、政務の派遣等を行う旨決定するとともに、10日のうちに職員を派遣したところ。
- 3 他方、10日、簡易検査に引き続き実施した精密検査の結果、最も感度が高い検査において陽性反応が出ないなど、専門家の判断としても、高病原性鳥インフルエンザと断定するには至らなかった。
- 4 このため、11日、国から依頼した専門家の支援の下改めて検査を行った結果、11日22時15分にH5亜型陽性と判明し、当該農場及びその関連農場で飼養されている約9.1万羽の肉用鶏について、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると判定した。
- 5 11日23時45分から殺処分を実施しており、併せて焼却に向けた準備も現在行っているところ。

【農場概要】

<香川県>

農場所在：香川県さぬき市

飼養形態：肉用鶏約5万1千羽（関連農場：肉用鶏約4万羽）

※ 半径3km圏内の家きん飼養農場：7戸、約6万4千羽

（発生農場及び疫学関連農場は除く。）

※ 半径3-10km圏内の家きん飼養農場：19戸、約100万7千羽

平成 30 年 1 月 12 日

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確認事例について

環境省

- 冬鳥の渡来に合わせ、毎年 10 月～翌年 4 月に全国の渡来地で糞便を採集。また、通年で死亡野鳥等から検体を採取し、鳥インフルエンザウイルスの保有状況を調査（野鳥サーベイランス）。
- 今シーズンは、次のとおり、死亡野鳥において 1 県 7 例の高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が確認されている。

場所	検体	検出日
島根県松江市	コブハクチョウ 3 羽	11 月 9、20 日 (2 羽)
	キンクロハジロ 3 羽	11 月 13、15、20 日
	ユリカモメ 1 羽	11 月 15 日

- 引き続き関係機関と情報共有を図るとともに、全国での野鳥の監視を継続。

韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況（2017年11月以降）

京畿道（1件）

⑩1月2日 抱川(ポチョン)市 採卵鶏 H5N6

全羅北道（2件）

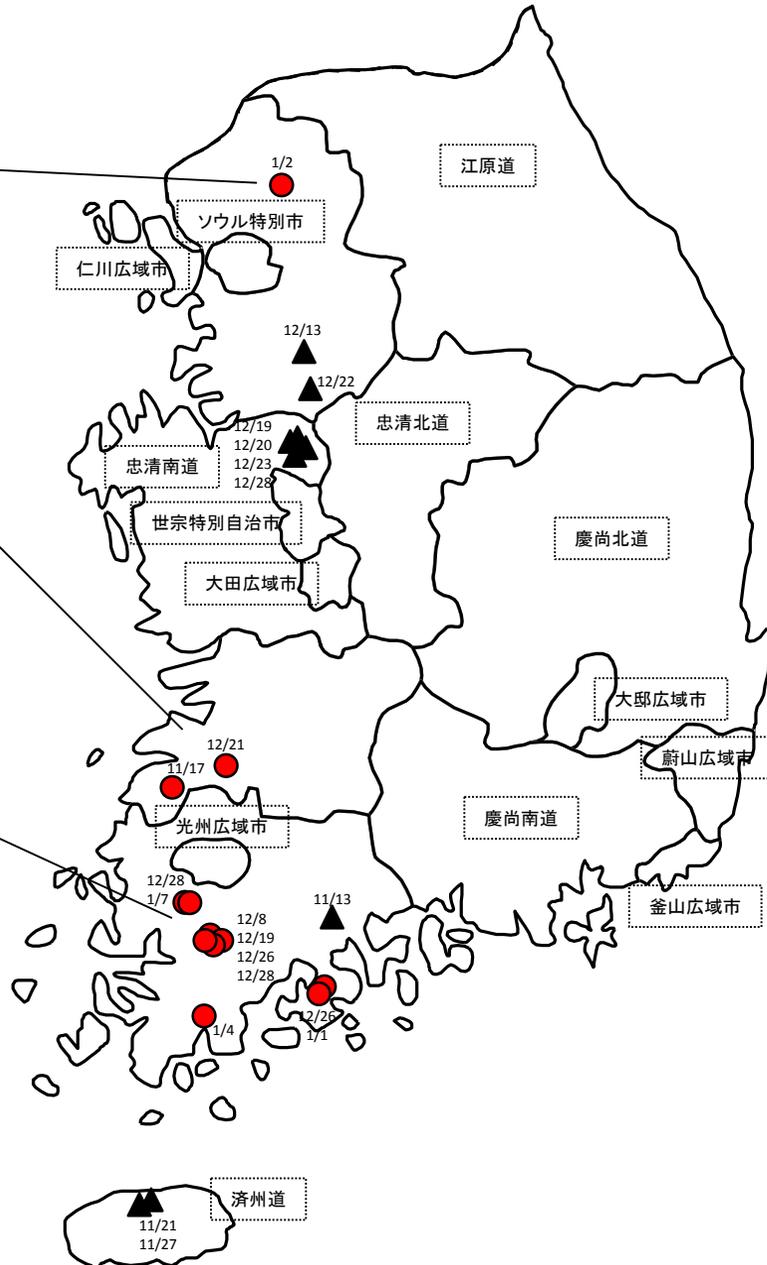
- ①11月17日 高敞(コチャン)郡 肉用あひる H5N6
- ④12月21日 井邑(チョンウプ)市 肉用あひる H5N6
(③と同一系列農場)

全羅南道（7件）

- ②12月 8日 霊岩(ヨンアム)郡 種あひる H5N6
- ③12月19日 霊岩(ヨンアム)郡 肉用あひる H5N6
(②の疫学関連農場)
- ⑤12月26日 霊岩(ヨンアム)郡 種あひる H5N6
(③と同一系列農場)
- ⑥12月26日 高興(コフン)郡 肉用あひる H5N6
- ⑦12月28日 羅州(ナジュ)市 種あひる H5N6
- ⑧12月28日 霊岩(ヨンアム)郡 肉用あひる H5N6
- ⑨ 1月1日 高興(コフン)郡 肉用あひる H5N6
- ⑪ 1月4日 康津(カンジン)郡 種あひる H5N6
- ⑫ 1月7日 羅州(ナジュ)市 肉用あひる H5N6

- : 家きんでの発生
- ▲ : 野鳥からのウイルス分離

※ 日は症状の発現日又は検体の採取日



家きんでの発生: 12件
(H5N6)

あひる	11
鶏	1

殺処分羽数: 約146万羽
(うち予防的殺処分は約106万羽)

野鳥の感染事例: 9件
(H5N6)

京畿道	2
忠清南道	4
全羅南道	1
済州道	2

検体はすべて糞便

2018年1月9日現在
農林水産省動物衛生課

(韓国農林畜産食品部資料より)

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な助言を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認された場合、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

平成30年1月10日
農林水産省対策本部決定

今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 副大臣又は大臣政務官を香川県に派遣する等により、香川県と緊密な連携を図る。
- 5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
- 7 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8 「疫学調査チーム」の派遣。
- 9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 10 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

平成 30 年 1 月 12 日

家きんにおける高病原性鳥インフルエンザ疑い事例に係る
環境省の対応について

環境省

香川県さぬき市の農場における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例への環境省の対応は、以下のとおり。

- 発生農場周辺半径 10km を「野鳥監視重点区域」に指定し、香川県及び徳島県に野鳥の監視を強化するよう要請。
- 中国四国地方環境事務所に、香川県及び徳島県と連携し、現地周辺の野鳥に関する情報収集を指示。
- 「野鳥緊急調査チーム」を現地に 1 月 12 日（金）から 14 日（日）に派遣し、緊急調査を実施。

※野鳥緊急調査チーム：現地の状況把握、指導助言等を実施。